

令和8年度尾瀬ボランティア募集要項

公益財団法人尾瀬保護財団

1 目的

尾瀬の保護と、適正利用の両立を図るため、尾瀬ボランティアは次の目的を達成することを目指して活動しています。

- 尾瀬の自然に対する理解の促進
- 尾瀬における適正な公園利用の推進
- 尾瀬の自然環境の保全及び復元
- 尾瀬の環境美化
- 尾瀬における利用施設の適正な維持管理
- 自然環境保全意識の普及啓発

2 主な活動内容

- 入山口啓発活動：入山口でのマナーやルールの呼びかけ、情報提供
- 巡回・清掃活動：現地におけるごみ拾い清掃活動、開花状況や登山道の状況等の情報収集
- 自然環境保全活動：外来植物除去作業、植生保護柵の設置・撤去
- 自然解説活動：ビジターセンター周辺での利用者への自然解説活動
(所定の研修を履修する必要があります。)
- 地域活動：尾瀬国立公園外での普及啓発活動（自然や保護活動の紹介）

3 登録期間

2年間（最長）

- 更新することができます。
- 本人からの申し出、あるいは認定することが不適当であると認められる事由が生じた場合には、尾瀬ボランティア規程に基づき、登録を取り消すことがあります。

4 費用負担

尾瀬ボランティアによる活動は、活動場所までの交通費を含め、原則自己負担とします。

ただし、尾瀬ボランティアの活動中の事故により生ずる、尾瀬ボランティアの利用者に対する損害賠償責任及び尾瀬ボランティア自身の傷害等の補償については、財団が加入する保険の範囲内で対応します。

5 応募要件

- 登録時点で18歳以上の方（高校生は除く）
- 尾瀬ボランティアの趣旨に賛同し、活動いただける方
- 登録期間2年間のうち、1回以上活動できる方
- 尾瀬ボランティア講座（講義・現地研修）を受講可能な方

6 応募期限（令和8年度登録）
令和8年5月31日（日）必着

7 応募～登録の流れ

(1) 応募から受付完了まで

①提出書類（ホームページからダウンロードしてください）*電子データでの提出可

- ・応募用紙（写真貼付）
- ・レポート課題（応募用紙裏面）
- ・顔写真1枚（尾瀬ボランティア証作成用）*縦3cm×横2.5cm

②提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- ・当財団ホームページ内の応募フォーム（Googleアカウントによるログインが必要）
- ・電子メールへの添付送付
- ・郵送による送付 ※顔写真の裏面に氏名を記入してください

③尾瀬ボランティア講座参加申込書の提出

財団において応募書類を受理後、4月以降に尾瀬ボランティア講座参加申込書をメールで送付します。ので、所定の期日までに参加申込書を返信してください。

財団において講座参加申込書を受理した時点で応募受付完了となります。

(2) 尾瀬ボランティア講座（講義）の受講

日時：令和8年6月27日（土）午後1時00分から午後4時30分まで（予定）

会場：群馬県庁2階ビジターセンター（群馬県前橋市大手町1-1-1）

オンライン会場：Cisco社提供 Webex（オンライン会議システム）

*会場受講またはオンライン受講のどちらかをお選びいただけます。

(3) 尾瀬ボランティア講座（現地研修）の受講

日時：令和8年8月1日（土）午前8時30分から午後2時00分まで（予定）

会場：鳩待峠～山ノ鼻地区

集合：鳩待峠入山口 解散：尾瀬山の鼻ビジターセンター

(4) 登録

尾瀬ボランティア講座（現地研修）修了後に尾瀬ボランティア証を交付します。

8 応募書類提出先・問合せ先

（公財）尾瀬保護財団 企画課 三津輪（みつわ）

所在地：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁20階

TEL：027-220-4431

FAX：027-220-4421

メール：mitsuwa-h@oze-fnd.or.jp

オンライン応募フォーム



<https://forms.gle/b9WwH7gJsp>

4AKARi8